

18歳・19歳 大人でええの？ ～少年法適用年齢の引下げ問題を考える～

現在、少年法の適用年齢を20歳未満から18歳未満に引き下げる法改正が検討されています。その背景には、選挙権が18歳以上に与えられることになったことや、政府が民法の成人年齢を18歳に引き下げる法改正を近く行おうとしていることがあります。

しかし、他の法律に合わせて少年法の適用年齢を引き下げる必要があるのでしょうか。

そして、18歳、19歳に少年法が適用されなくなり、大人として刑事手続にのせられることになったとき、彼らの立ち直りや社会には、どのような影響があるのでしょうか。

私たちは、少年法の適用年齢引下げの議論をする前に、18歳、19歳の非行少年の実像と、少年司法や更生の実際を知る必要があると考えます。

そこで、非行少年の更生や自立の現場で尽力されている支援者、少年非行の当事者であった元少年より話をお聞きし、少年法の意義や果たしてきた役割を今一度見つめ直し、困難な状況にある少年を支えるために何が必要とされているかを考えるシンポジウムを開催することにいたしました。多数の方のご参加をお待ちしております。

<日 時> 平成29年11月17日（金）

午後6時～午後8時30分（開場 午後5時30分～）

◇基調講演

野田 詠氏 氏（NPO 法人チェンジングライフ 理事長）

◇法改正の動向と法制審議会における議論状況について

岩本 朗 弁護士（大阪弁護士会）

◇子どもと関わる各分野で活躍されている方々によるリレートーク

松井 俊史 氏（元少年院法務教官）

浜田 進士 氏（自立援助ホーム「あらんの家」ホーム長）

石塚かおる 氏（児童養護施設「つばさ園」園長）

教育関係者等（予定）

◇（元）少年へのインタビュー（収録ビデオの上映）

<会場> 大阪弁護士会館2階ホール（下記地図参照）

〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5



【交通手段】

- ・京阪中之島線「なにわ橋駅」
下車 出口1から徒歩約5分
- ・地下鉄御堂筋線・京阪本線「淀屋橋駅」
下車 1号出口から徒歩約10分
- ・地下鉄堺筋線・京阪本線「北浜駅」
下車 26号階段から徒歩約7分
- ・JR東西線「北新地駅」
下車 徒歩約15分

両サービスとも
要予約・無料

◎ 一時保育サービス

【対象】首のすわっている乳児～未就学児

【託児時間】各講座の開始15分前から終了15分まで

【申込期限】平成29年11月2日（木）まで

◎ 手話通訳

希望される方は、平成29年11月2日（木）までに下記お問い合わせ先までお電話でお問合せください。

お問い合わせ先
大阪弁護士会委員会部人権課
近弁護士子どもの権利委員会 事務局 宛
TEL：06-6364-1227